平成２８年（フ）第２０５号
相模原市南区上鶴間８丁目12番25号　プルミエール２Ｆ
債務者　假屋　淳子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２０８号
相模原市南区下溝599番地７　ラ・グリッシーナ201号
債務者　福田　研一
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６０３号
さいたま市浦和区瀬ケ崎４丁目25番26―208号、旧住所埼玉県戸田市笹目１丁目３番地の２　ベル・ヴィラージュ103号室
債務者　河田　真季
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２８号
さいたま市桜区道場１丁目４番４号　イーストハイツ201
債務者　松崎　健市
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
埼玉県越谷市南越谷３丁目22番８号　越谷わかばマンション307号、住民票上の住所埼玉県草加市旭町５丁目６番３号
債務者　川崎美枝子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２０号
埼玉県越谷市千間台西６丁目10番地１　リトルウッズⅡ―103
債務者　和氣　勇志
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４８号
千葉県市原市村上81番地の２
債務者　黒須健太郎
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５５号
千葉県市川市本行徳２番10―306号　（市川クローバーハイツ中臺）
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５６号
千葉県市川市本行徳２番10―306号　（市川クローバーハイツ中臺）
債務者　佐藤　雅美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２２号
千葉県市原市青柳３丁目３番地１　くすの木荘
債務者　中鉢　幸吾
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７４号
千葉市中央区港町12番11号　リバーストーン本千葉203号
債務者　浅野目　密
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８５号
千葉県八千代市八千代台南１丁目30番15号　グレイス大久保101号
債務者　齊藤　敏雄
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９４号
千葉市若葉区小倉町744番地６
債務者　大木　史江
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９７号
千葉県八千代市八千代台西１丁目１番地28八千代台ウエストワン302
債務者　知念　昭彦
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３３号
千葉県八千代市八千代台北15丁目24番13号　大和田ハイツ２―Ａ
債務者　安川香奈江
法定代理人成年後見人　ＮＰＯ法人成年後見なのはな代表者理事　土井　雅生
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１６号
愛知県瀬戸市神川町83番地の１　プリスティーヌ105
債務者　丹羽　　聡
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９１号
愛知県知多市つつじが丘１丁目14番地（13―205）
債務者　深田咲由美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部